

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

弘前市上下水道事業管理者より大切なお知らせ

弘前市は令和2年4月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年毎に指定の更新が必要となります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた年月日によって、初回の指定の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回の指定の更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2020(令和2)年9月29日までの1年間
H11.4.1～H15.3.31	2021(令和3)年9月29日までの2年間
H15.4.1～H19.3.31	2022(令和4)年9月29日までの3年間
H19.4.1～H25.3.31	2023(令和5)年9月29日までの4年間
H25.4.1～R1.9.30	2024(令和6)年9月29日までの5年間

◆指定の更新申請についての
通知文書は、指定の更新の対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、各年度の第一四半期に発送します。
なお、郵便の不着や未指定の更新の方への再通知はいたしません。

- 指定の更新に係る事務手続き手数料
10,000円

●指定及び指定の更新の基準は、弘前市指定給水装置工事事業者規程第4条より、下記の確認を行います。

- (1) 事業者ごとに第10条第1項の規程により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者
エ 第7条の規程により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当理由がある者
カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

●指定の更新申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定・更新申請書「様式第1号」
- ② 機械器具調書「様式第1号:別表」
- ③ 誓約書「様式第2号」
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届書「様式第6号」
- ⑤ 給水装置主任技術者免状又は技術者証の写し
- ⑥ 定款及び
会社の登記事項証明書(法人)
個人に関しては住民票の写し
- ⑦ 会社の位置図(住宅地図可)

◇指定の更新申請についてのお問い合わせは
上下水道部営業課給排水係 TEL:0172-55-6895